

## 法第34条第14号審査基準

### 1 立地の基準

「さいたま市開発審査会基準」の基準を満たし、かつ、さいたま市開発審査会で承認されたもの。

附則 この基準は平成19年11月30日より施行する。

#### 解説【参考】

法第34条第14号は、第1号から第13号までのいずれの規定にも該当しない開発行為について、地域の特性、社会経済の発展状況の変化等の事情を総合的に勘案し、当該開発行為の予定建築物等の用途、目的、位置、規模等を個別具体的に検討した上で、開発審査会の議を経てから、許可しうるものとしていたものである。

本市では、同号の規定である『開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為』として、個別具体的なものを基準化した「さいたま市開発審査会基準」を定めております。

さいたま市開発審査会基準のうち、処理件数やその内容を考慮したうえで、事務処理の効率化を図るため、特例的にあらかじめ開発審査会の議を経たものとして取り扱うことが、さいたま市開発審査会において承認された「さいたま市開発審査会基準 一括議決基準」があります。

これに対し、開発審査会に付議することができる「さいたま市開発審査会基準 個別付議基準」がありますが、個別付議事案につきましては、立地の基準を開発審査会での承認を条件としておりますので、開発審査会の審議によっては、当該「さいたま市開発審査会基準 個別付議基準」を満たしていたとしても許可とならないことがありますので、ご注意ください。

法第34条

(略)

- 14 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為